

令和 元年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第3回 臨時会 (第1号)

招集年月日	令和 元年 5月 9日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開会日時 及び宣告	開 会	令和 元年 5月 9日 午前 9時 30分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
	閉 会	令和 元年 5月 9日 午前 10時 35分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席 0名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不応招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議 長 (12)	西 嶋 二 郎	○	5	福 島 教 次 郎	○
	副 議 長 (7)	岩 根 和 博	○	6	藤 原 修 治	○
	1	日 高 学	○	8	山 本 幹 雄	○
	2	中 原 保 彦	○	9	安 田 勝 司	○
	3	波 多 野 康 博	○	10	籾 根 正 一	○
4	原 克 美	○	11	佐 竹 一 夫	○	

会議録署名員	6番	藤原修治	7番	岩根和博
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆		
	副町長	岸本建夫		
	総務課長	木川士朗		
	会計課長	井上陽生		
	住民課長	旭林修範		
	建設課長	添谷正夫		
職務により議会に出席した者の職・氏名	議会事務局長 漆谷和彦 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和元年美郷町議会第3回臨時会議事日程

(第 1 号)

令和元年5月9日(木) 午前9時30分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	報告事項 報告第1号 平成30年度美郷町一般会計繰越明許費について 報告第2号 平成30年度美郷町簡易水道事業特別会計繰越明許費について 報告第3号 平成30年度美郷町下水道事業特別会計繰越明許費について
5	議案の上程、説明、質疑、討論及び表決 【条例案】 議案第36号 美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について 【一般事件案】 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて 議案第40号 財産の取得について

(開 会 午 前 9 時 3 0 分)

●西嶋議長

おはようございます。

全議員出席であります。

ただ今から、令和元年美郷町議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、美郷町議会会議規則第127条の規定により、6番・藤原議員、7番・山本議員を指名いたします。

(7番は岩根議員ですとの声)

●西嶋議長

失礼いたしました。

6番・藤原議員、7番・岩根議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認め、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決しました。

日程第3、行政報告を議題といたします。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

●西嶋議長

番外、町長。

●嘉戸町長

皆さんおはようございます。

ただ今、議長のお許しをいただきましたので、最近の行政の大きな動きなど、7点をご報告いたします。1点目に、麻布大学との包括的連携協定の締結について申し上げます。3月27日に神奈川県相模原市にある麻布大学と鳥獣害対策、活用、教育研究等に関する協定を締結しました。締結式では、麻布大学から学長と地域連携センター長にご出席いただきました。美郷町と麻布大学は、平成11年から鳥獣害対策を通じた交流を深めてきており、このたびの協定締結に至りました。大学は、町を研究フィールドとして、獣害対策等の調査研究や教育の場とし、町はその研究結果などを活用していくこととなります。また、町は麻布大学OBで客員教授を努め、農研機構西日本農業研究センター鳥獣害対策技術グループの江口祐輔グループ長や同大学の田中智夫名誉教授を通じて、研究や学生の受け入れ体制づく

りも進めてまいります。美郷町としては、大学との初めての協定締結であり、山くじらの取り組みに関する産官学民の連携のうち、学の連携の第1号となります。

2点目に、タイガー株式会社との山くじらブランド包括的連携協定の締結について申し上げます。本日午後に、美郷町と大阪府吹田市に本社をおく、鳥獣害防止機器メーカーのタイガー株式会社と山くじらブランド包括的連携に関する協定の締結式を行います。締結式には、地域、商工会、森林組合など町内の関係者、町とタイガー株式会社の両社と縁がある農研機構、西日本農業研究センターから出席される予定です。美郷町とタイガー株式会社は、平成19年から農研機構西日本農業研究センターを通じて、鳥獣害対策で関わりを深めてきており、この度の協定締結に至りました。美郷町は、社員研修の受け入れや商品開発、実証試験の場を提供して、タイガー株式会社が社是とされて提唱されています収穫支援企業実現のための環境づくりに努め、タイガー株式会社は町をフィールドとして、総合的な鳥獣対策の知見や技術力を発揮して町の鳥獣害被害対策に貢献していただきます。また、明日5月10日には、タイガー株式会社による鳥獣害対策研修会をみさと館と大和事務所の2会場で行います。この協定による企業誘致は、私の就任後の企業誘致第2号となります。先のテザック株式会社や麻布大学など、研究機関、大学、企業と連携して、山くじらの取り組みを発展させ、関係人口の増加、産業、地域の活性化に取り組んでいきたいと考えています。

3点目に、おおち山くじらエンブレムの作成について申し上げます。町内の山くじら取り扱いの飲食店は、従来の3件から6件に増え、メニュー開発にも取り組んでおられます。また、みさと市やグリーンロードだいわでは、精肉加工品も販売されております。取扱店やその取り組みを知っていただき、後押しをするために、お店に掲示できるおおち山くじら取扱い加盟店のエンブレムを作成し、贈呈することとしました。エンブレムは、タブレットに配信しておりますのでご覧ください。このエンブレムのロゴは、連携協定を締結しました麻布大学の加瀬ちひろ講師と江口祐輔客員教授に作成いただいております。

4点目に、公立鳥取環境大学気象学研究室と株式会社テクノシステムとの包括連携協定について申し上げます。4月24日に美郷町、公立鳥取環境大学気象学研究室、株式会社テクノシステムの3者による包括的連携に関する協定の締結式を行いました。この協定の目的の1つは、野間や田之原で見ることができる雲海を観光コンテンツとして活用するため、雲海の発生を事前に予測する雲海予報をシステム化することにあります。防災対策として、町内7カ所に設置されている高密度気象観測システムポテカのデータを活用して、雲海予報の研究を行います。また、町を学生のフィールドワークの場とすることで、関係人口、交流人口の拡大も見込まれます。雲海が発生する湿度などの気象条件は、美肌にも深く関係しているとのことであり、美肌をキーワードとした美肌県、美肌町の取り組みにも繋がりたいと考えています。

5点目に、インドネシアバリ島マス村視察団の来町について申し上げます。5月27日から29日の3日間、マス村のユダ村長をはじめとするマス村視察団が来町されることとなりました。来町されて、ごみ処理施設、農業施設大和中学校を視察されます。27日は粕瀧

地域の方、邑智中学校ブラスバンド部などによるお出迎え、そして関係者、来賓を迎えての歓迎式を予定しています。議員の皆様にはご多忙のところ恐縮ですが、ご御案内を申し上げますので、ぜひ、ご出席いただきたいと思います。1月に美郷町がマス村を訪問した際は、マス村の皆様から熱い歓迎を受けております。この視察がマス村にとって有意義なものとなり、さらに友好と交流が深まっていくために、町を挙げて歓迎したいと考えております。また、今年のクールビズでは、この交流発展の機運づくりのため、インドネシア伝統の布地のパティックシャツを着用いたします。着用推奨日は、金曜日としています。ご理解とご協力をお願いいたします。

6点目に、カープ巨人戦での美郷町PR活動について申し上げます。5月4日の広島はマツダスタジアムでのカープ巨人戦で、美郷町のPR活動「わが町魅力発信隊」を行いました。町からは、議員の皆様をはじめ37人の方にご参加いただき、広島美郷会や己斐の方々などもご参加いただきました。会場では美郷町のチラシやうちわなど2000セットを来場者の方へお渡しして、おおち山くじらのカレー、ステーキなどを販売しました。また、球場の大型ビジョンでは、おおち山くじらのPR動画を流しました。会場のあちこちで美郷町の声が聞こえ、PR動画が流れた後には、ステーキブースにも行列ができるなど、効果的なPRができたと思っております。球場で流しましたおおち山くじらのPR動画は、タブレットに配信していますのでご覧ください。今後も効果的な美郷町のPR活動を心がけてまいります。

7点目は、ゴールデンユートピアおおちの新支配人について申し上げます。5月8日付けで小田幸雄氏を新支配人に選任いたしました。小田氏は比叡の出身で、金融機関に長年勤務されてきて、マネジメントの知識、経験が豊富な方です。ゴールデンユートピアおおちの効果的、効率的な運営にお力を発揮していただけるものと期待しております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

●西嶋議長

日程第4、報告事項を議題といたします。

報告第1号から報告第3号までの3件について、順次説明を求めます。

●西嶋議長

会計課長。

●井上会計課長

それでは報告第1号、美郷町一般会計繰越明許費について、ご説明を申し上げます。先の定例会において、翌年度の繰越見込みを4億8086万4000円として、ご承認いただきました21の事案について、以後精査した上で繰越計算書として報告させていただくものです。最終的な事案は、一次案追加、二次案は、繰越額の不足による追加のものです。一次案追加は、お手元の資料で繰越明許計算書にあります、款2総務費、項1総務管理費、ゴールデンユートピアおおち高圧気中開閉器等取替修繕事業です。理由としましては、ゴールデンユートピアおおちの高圧気中開閉器などの電気設備の更改を休館日に予定しております。

たが、3月いづれも休館日に雨天が続き工事が実施できず、年度内の設備更改が困難であるというふうな不測の状態から繰越事案に追加させていただきました。そしてまた次の繰越額の不足のものでございますが、款11災害復旧費、項1農業水産施設災害復旧費になります。現年度農業災害復旧事業及び現年農業施設災害復旧事業でございます。提案理由の変更はありませんが、財源構成を生じたため、現年農業災害復旧事業費に633万5000円と、現年農業施設災害復旧事業費は、331万8000円を加えるものです。他の事案については、いづれも見込み額の範囲内での繰越額とさせていただきます。これをもって総計は、4億4222万5247円とさせていただきます。以上、報告第1号について説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

上程いただきました報告第2号、平成30年度美郷町簡易水道事業特別会計繰越明許費についてご説明をいたします。款1上水道費、項1簡易水道事業費、上下水道料金システム更新業務でございます。こちらにつきましては、年度末決算処理にですね、こちらの処理が確実に行えるよう確認が必要となったため、6月末までの繰越を考えております。繰越額につきましては、1218万円となっております。

続きまして、報告第3号、平成30年度美郷町下水道事業特別会計繰越明許費についてでございます。こちらにつきましては、款1下水道費、項1公共下水道費から、項5個別排水処理施設事業費、こちらからの合計780万。こちらにつきましても簡易水道と同じ上下水道料金システム更新業務でございます。こちらにつきましても同じ決算処理、こちらの確認ということで繰越をさせていただくものでございます。款5災害復旧費、項2農業集落排水施設災害復旧費でございます。こちら乙原の処理場の災害復旧費ということでございまして、759万2400円、こちらの方を翌年度に繰り越すものでございます。事業完了の方は5月末を予定をしております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●西嶋議長

報告事項の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

初めに、報告第1号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので報告第1号の質疑を終わります。

続きまして、報告第2号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、報告第2号の質疑を終わります。

続きまして、報告第3号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、報告第3号の質疑を終わります。

以上で報告事項に対する質疑を終わります。

日程第5、議案の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

本臨時会に提案を受けております議案は、条例案1件、一般事件案4件の計5件であります。

議案第36号から議案第40号までの5議案を一括上程いたします。

それでは、議案第36号から順次提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

住民課長。

●旭林住民課長

それでは、上程いただきました議案第36号、美郷町税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。まず改正の理由でございます。地方税法及び地方税法施行条例の一部を改正する法律が、平成31年3月31日に公布され、関連します美郷町税条例の改正が必要となることから、6月1日施行分に係ります町税条例について、規定の整備を行うものでございます。平成31年度の税制改正におきましては、現下の社会経済情勢等を踏まえ、経済の好循環をより確かなものとし、地方創生を推進する等の観点から、各税目におきまして多岐にわたって改正が行われております。町税におきましても、これらに対応すべき改正を行うところでございます。なお、後ほど一般事件案として専決処分によります町税条例等の一部改正について上程がなされましたら、ご説明させていただく予定としておりますが、それぞれの施行期日につきましては専決処分のものが先行改正となりますので、その点につきましてはご承知おきいただきたいと思います。具体的な改正の内容等につきましては、新旧対照表で説明をさせていただければと思いますけれども、上位法の改正に伴う引用条項等の整備につきましては、説明を省略をさせていただきまして、主な改正点のみ説明をさせていただきたいと、そのように思いますので、よろしく願いをいたします。それでは新旧対照表1ページをお願いいたします。第34条の7でございます。寄附金控除の内容となっております。条例改正の内容をご説明いたします前に、令和元年6月1日施行予定のふるさと納税制度の改正概要を申し上げたいというふうに思います。本日付けの山陰中央新報の1面の方でも掲載をされておりました。ふるさと納税4市町除外という内容となっております。6月新制度税優遇なしという見出しで、1面に上がっております。正にこれからご説明を差し上げます内容というのは、このふるさと納税に係る部分でございます。

新聞記事等でもございますが、今回の改正内容等をいたしましては、総務大臣が、基準に適合します市町村等をふるさと納税、いわゆる特例控除の対象として指定することとなっております。その基準につきましては、まず1つに寄附金の募集を適正に実施する団体であるということ、2つに返礼品を送付する場合には、返礼品の返礼割合を3割以下とし、且つ返礼品を地場産品にすることとされたところでございます。そこで、これらの制度見直しにあたり、寄附金控除に係ります特例控除、いわゆるふるさと納税の措置対象を特例控除対象寄附金とするよう改正したものでございます。続いて、附則第7条の4でございます。寄附金税額控除におけます特例控除の特例でございます。こちらは、法第314条の7の改正に伴う規定の整備となっております。続きまして、新旧対照表の2ページの方をお願いいたします。附則第9条は、個人の町民税の寄附金税額控除に係ります申告の特例等でございます。これは、寄附金税額控除を受けるためには、原則確定申告を行う必要がございますが、申告特例の対象、いわゆる確定申告を不用にすることとし、ワンストップ特例制度を設けたことによりますこの特例控除対象寄附金とすることの規定の整備を行ったものでございます。

続きまして、新旧対照表の3ページの方をお願いいたします。附則第9条の2では、特例控除対象寄附金を支出し、申告特例通知書が送付された時に、この通知書は市町の方が送付することになっておりますが、この特例通知書を送付された時に、申告特例控除額の適用がなされるものとしたところでございます。以上が、新旧対照表での説明となります。続きまして、改正条例附則の説明をさせていただきます。本文の改め文3ページの方をさかのぼってお開きをいただければと思います。附則第1条で、この条例は令和元年6月1日から施行するものとしております。その次の附則第2条につきましては、町民税におけます経過措置等を規定をしております。詳細な説明は省略をさせていただければと思います。以上で議案第36号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどをお願いいたします。

続きまして、議案第37号でございます。上程いただきました議案第37号、専決処分の承認を求めることについてご説明をさせていただきます。専決処分の理由でございますが、地方税法及び地方税法施行例の一部を改正する法律が平成31年3月31日交付され、その一部が4月1日に施行されるものであったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、関連いたします美郷税町条例等につきまして専決処分を行ったものでございます。平成31年度の地方税制改正の概要につきましては、議案第36号において説明をさせていただきましたので、こちらでは省略をさせていただければと思います。先ほどの議案第36号では、令和元年6月1日の改正施行分についてご説明をさせていただきましたが、ここでは、本年4月1日施行分についてのみ専決処分をさせていただいたところでございます。また、この改正条例は3条構成となっております。具体的な改正の内容等につきましては、新旧対照表の方で説明をさせていただければと思いますけれども、大変複雑になっておりますので、先ほどの税条例の一部改正同様、上位法の改正に伴います引用条項の改正などにつきましては、説明を省略をさせていただき、できるだけ簡潔に説明をさせていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。それでは、新

旧対照表 1 ページをお願いをいたします。附則第 7 条の 3 の 2 でございます。ここでは、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について規定をしております。現行の住宅ローン減税につきましては、控除期間を 3 年間延長することとし、13 年間控除期間を設定したものでございます。具体的に申し上げますと、延長された控除期間におきまして、所得税から控除しきれない額につきまして、現行制度と同じく控除限度額の範囲内において、個人住民税から控除することができるものとなっております。2 ページをお願いをいたします。附則第 10 条の 2、こちらは固定資産税の我が町特例割合を規定しているものでございます。地方税法の方で項ずれが生じておりますので、それに合わせて整備を行っておるところでございます。3 ページまでつながっておるところでございますが、特に我が町特例の中で申し上げますと、再生可能エネルギー発電設備に係るもの等を、先般、条例改正をいたしておるところでございます。そういった再生可能エネルギー等それぞれの出力に応じた課税標準の特例を規定してございます。続きまして、3 ページをお願いをいたします。附則第 10 条の 3 でございます。新築住宅の固定資産税の減額申請についての規定でございます。第 6 項を加えるということとしておりますが、この追加内容といたしましては、近年相次ぎます豪雨被害等を軽減抑止する喫緊の課題に対しまして、高規格堤防等の整備を行う際、建替え家屋に係ります税額措置として、居住部分に係る税額を最初の 5 年間 3 分の 2 減額する、そういった内容となっております。以下、同附則におきましては、項ずれが生じてきておるところでございます。続きまして、5 ページの方をお願いをいたします。5 ページの方では、附則第 16 条でございます。これは軽自動車税の税率の特例についての規定となっております。第 2 項から第 4 項、それぞれ削除し、第 2 項において電気自動車天然ガス自動車等については、軽減割合を 75% とする規定としたものでございます。続きます第 3 項及び第 4 項は、2020 年度燃費基準に対する達成度割合によるものを規定してございまして、それぞれ 50% と 25% 軽減の内容となっております。こちらにつきましては、新旧対照表で申し上げますと、10 ページから 11 ページにかけて、その税率表を掲げておるところでございます。続きまして、12 ページをお願いをいたします。こちらが改正条例第 2 条関係でございます。まず軽自動車税の環境性能割の税率の特例についての規定でございます。第 1 条におきましては、法附則第 15 条の 6、第 2 項におきまして全項であります第 1 項に合わせた規定適用期間につきまして、当分の間を加えております。続く第 2 条、法附則第 16 条第 1 項でございます。軽自動車税の種別割の税率の特例についての規定となっております。新車として最初に新規検査を受けた年月によって、適応される税率が異なっておりまして、環境負荷の小さい自動車の普及を進める観点から、重課税率の適用について、改正をする内容となっております。続きまして 13 ページをお願いをいたします。改正条例第 3 条関係でございます。13 ページから 14 ページにかけて、法第 48 条に第 13 項から第 17 項までを加えております。この内容といたしましては、平成 30 年度税制改正におきまして、経済社会の IC 化等を踏まえ、コスト削減や企業の生産性向上を推進する観点から、大法人について電子申告を義務化することとされたところです。ただ、一方申告

者の電子的提出の義務、創設に当たっては、インターネット障害や災害等によりまして、申告書等の電子的方法による提出が困難な場合に e L T A X や e T A X しといった電子的提出の義務を解除する、そういった措置を講ずることとしたものでございます。以上で、新旧対照表での説明を終わります。また本文の改め文の方をお開きをいただきたいと思ひます。改め文の 7 ページの方をお願いをいたしたいと思ひます。改め文 7 ページにおきましては、この改正条例の附則を謳ってござひます。第 1 条で、この条例は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行するものとしてござひます。第 2 条では、個人の町民税に関する経過措置を、第 3 条では軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定してござひます。なお、個別の説明は省略をさせていただきます。以上が議案第 3 7 号でござひます。ご審議のほどをお願いをいたします。

続きまして、議案第 3 8 号でござひます。上程いただきました議案第 3 8 号、専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。専決処分の理由でござひますが、地方税法及び地方税法施行例の一部を改正する法律が、平成 3 1 年 3 月 3 1 日交付され、その一部が、4 月 1 日に施行されるものであったことから、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、関連する美郷町国民健康保険税条例について、専決処分を行ったものでござひます。それでは、新旧対照表 1 ページをお願いをいたします。まず、第 2 条第 2 項、但し書き部分の改正でござひます。この第 2 条は、国民健康保険税の課税額についての規定でござひます。国民健康保険税の課税額につきましては、一定の上限を設定をしております。平成 3 1 年度におきましては、高齢化の進展等により、医療給付費等の増加が見込まれる中で、保険税の負担公平性の確保及び低所得者層の負担軽減を図る観点から、基礎課税限度額を 5 8 万円から 6 1 万円に 3 万円引き上げることとする改正でござひます。なお、後期高齢者支援金等課税額の上限 1 9 万円、介護納付金等課税額上限 1 6 万円につきましては据え置きとなっております。次に、第 2 3 条第 1 項でござひます。こちらは、税額の減額措置に係ります軽減判定所得について規定をしているものでござひます。低所得者に対する保険税の負担を軽減するため、所得に応じて応益部分、均等割と平等割でござひます。こちらを 7 割、5 割、2 割の一定割合で減額するものでござひます。この度の改正では、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を 2 7 万 5 0 0 0 円から 2 8 万円に、そして 2 割軽減につきましては、5 0 万円から 5 1 万円にそれぞれ引き上げる内容となっております。附則でござひますが、この条例は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行することとし、平成 3 1 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用するものでござひます。以上が議案第 3 8 号でござひます。ご審議のほどをお願いをいたします。

●西嶋議長

会計課長。

●井上会計課長

上程いただきました議案第 3 9 号による専決第 1 号、平成 3 0 年度美郷町一般会計補正予算第 9 号の説明をさしあげます。一般会計ではご承認をいただいております補正 8 号に

対し、歳入歳出をそれぞれ38万4000円減額調整いたしまして、71億8377万8000円とさせていただいております。歳入につきましては、歳入で確定いたしました地方譲与税、各種交付金、特別交付税の増減、また町債の内、繰越事業の見込みを勘案した財源構成を施したもので、増額させていただきました。まず、5ページの繰越明許費でございます。こちらは、先ほど報告事案で説明いたしました1事業の追加と、2事業の不足する事業費の追加です。続いて、歳入を説明させていただきます。9ページをお願いします。款2地方譲与税から11ページの款10、交通安全対策特別交付金まで、収入額の確定によりまず補正でございます。合計で4130万4000円の増額でございます。そのうち11ページをお願いします。11ページの款9地方交付税、項1地方交付税、項1地方交付税でございます。こちらは2991万8000円の見込みの増、3億2991万8000円となりました。普通交付税と合わせた地方交付税は、33億48万9000円となり、前年では33億8006万円でございますので、対前年比としましては、3.3%の減額となっております。次に中段、款13国庫支出金、項2国庫補助金、項8消防費補助金でございます。こちらは美郷町消防団自動車分団格納庫に対する社会資本総合整備交付金の補助金の増による補正でございます。続いて、少し飛びまして12ページでございます。12ページです。款20町債でございます。災害復旧事業債以外では、総体で1400万の減額とさせていただきます。災害復旧事業費の繰越でもご説明しましたように、財源構成による2220万を増額をさせていただいております。続いて歳出につきましては、いずれも財源構成のみとなっております。ちょっと戻っていただきまして、6ページをお願いします。第2表、地方債の補正でございます。地方債の補正につきましては、内訳につきましては、少し町債の方に戻って説明をしたいと思っておりますので、すいません。12ページの方をお願いします。主なものだけ説明を差しあげたいと思っております。款20町債、項1町債、目1総務債でございます。節の8地域拠点施設、こちら500万を増額としております。小さな拠点整備の事業費の確定、不足分の追加でございます。その下、9大和荘整備事業債、こちら合併特例債を活用してございまして、解体事業費の精査による不足分の追加で220万を計上しております。目3衛生費、節2じん芥処理対策事業債、こちらは過疎対策事業債を用いてございまして1060万を追加して計上しております。これは郡事務組合のごみ処理施設負担金の増でございます。13ページをお願いします。同じく町債でございますが、一番下の段です。目8災害復旧費でございます。こちら、先ほど繰越のところでご説明しましたように、農林水産施設災害復旧費でございまして、事業費の精査に伴います増額520万でございます。また、14ページの方をお願いします。14ページ、節2公共土木災害復旧費、こちら事業費の精査に伴いまして、1700万の町債としての追加をさせていただいております。こちらの部分を整理しました第3表の地方債でございます。総額がですね、起債の総額は2080万増額をさせていただき、10億9860万で計上させていただきました。起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

上程いただきました議案第40号、財産の取得についてご説明をいたします。取得する財産は除雪ドーザ2台、取得金額は2164万7840円です。内容につきましては、平成31年4月26日に指名競争入札を行いまして、指名業者は5社、入札参加者の方は、ロジスネクストユニキャリア株式会社中国支社山陰支店、株式会社原商、日本キャタピラー合同会社島根営業所、小松山陰株式会社出雲支店、オーケーリース株式会社大田営業所、以上、5社でございます。落札者はオーケーリース株式会社大田営業所所長中島嵩敏で、落札金額は税込みの2164万7840円でございます。内訳といたしましては、除雪装置等を含みます車両価格2台分が1950万円、消費税はこちら消費税改正に伴う取り扱いの通知が参っておりまして、10月1日以降の引き渡しということで、当初から10%を計上しておりまして、195万円、検査登録、保険等の諸経費が19万7840円となっております。仮契約は平成31年4月26日に締結をいたしております。納期限は本件議決日の翌日から起算いたしまして、225日目に当たります令和元年12月20日までとするものでございます。除雪ドーザにつきましては、日立建機株式会社製ホイールローダー5トン級と8トン級の2台でございます。以上が議案第40号でございます。よろしくお願いたします。

●西嶋議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

はじめに、議案第36号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので議案第36号の質疑を終わります。

続きまして、議案第37号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第37号の質疑終わります。

続きまして議案第38号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●西嶋議長

2番、中原議員。

●中原議員

国保の問題、これまでも取り上げさしていただけてきましたが、特に美郷町はですね、所得の水準が低いと。これはあれですね、やっぱり国保の加入者に年金生活をしておられる方の比率が非常に高いということがその原因だろうと思いますが、いずれにしても県下で1番低い所得水準になっております。そういう点で、ここの減免制度をとというのは大変不十分なものですが、それなりの役割を果たしてきたと思っております。それから、ここでの質疑など通しましても、減免制度が3段階に渡ってあるということがですね、1つの解決策ではないんですけども、緩和策になっているというふうなお答えもいただいているんですが、今度この特に国民健康保険税の減額に関するところの改訂はですね、そのところに手を入れることになっているわけですが、これは先ほど説明ちょっと聞き落としたのかも分かりませんが、国の改定によるのが原因、原因っていうのかな。それに基づいて改定されるということではよろしいのでしょうか。

●西嶋議長

住民課長。

●旭林住民課長

中原議員お尋ね軽減判定所得の見直しでございます。こちらの軽減判定の見直しにつきましては、国の改正によりまして、そちらを美郷町の国民健康保険税条例の方の一部改正として上程をさせていただいたところでございます。

●西嶋議長

2番、中原議員。

●中原議員

2番です。私以前ですね、お聞きした時に美郷町の場合、加入者の所得の状況でいいますと、全国平均ではですね、所得なしの方は28.4%なんですけど、本町美郷町においては46.16%になってると。倍までいかないんですけど、倍近い。それから100万円未満の所得の方が全国平均は28.7%ですが、美郷町では実に79.37%になってるということで、美郷町のこの国保加入者のですね、所得状況が大変厳しいものだというふうに、私は認識しているんですけど、このことには、多少数字が動いてるかと思うんですけども、現在の状況なんかを含めて、私の認識に違いはないのでしょうか。

●西嶋議長

住民課長。

●旭林住民課長

中原議員のお尋ねの、美郷町の国民健康保険被保険者の皆様方に係ります所得状況でございます。今年度分につきましては、6月1日に住民税の課税をさせていただくこととしておりますので、その時点で31年度分の住民の皆様方の所得が確定をすることとなります。その中で、また詳細に国民健康保険の被保険者の皆様方の分析をしなければならないというふうに私自身も考えておるところでございます。ただ、今日までの所得状況、先ほど議員の方からは、全国との対比、比較の中で具体的な数字を持ちましてお示しをいただいたとこ

ろでございますが、何分にも、6月1日以降のところになりませんと、具体的な数字等申し上げることができませんので、この答弁では、失礼ながらお答えをすることができませんけれども、ただ状況としてはそう大きな変化がない中で、31年度分の確定を待つところではなかろうかなというふうに認識はしております。以上でございます。

●西嶋議長

2番、中原議員。

●中原議員

今回の提案をされておりますこの減額のですね、に係る基準額っていうんでしょうかね、ここの変更に伴って、正確には難しいと思うんですが、影響を受ける方がですね、どのくらい出るというふうに見込んでおられますか。

●西嶋議長

住民課長。

●旭林住民課長

中原議員のお尋ねの件でございます。今回の基準額、この軽減判定低所得の見直しによって、どれだけの被保険者世帯等において、保険税額がその2割、5割の軽減対象となるのかというところでございます。あくまでも30年度の状況でのご回答ということになるわけなんですけれども、5割軽減、2割軽減の関係でございますが、割合的には2割軽減の該当になれる世帯が、本町の場合には多くなっていく見込みとしております。ただ5割軽減につきましても、資産上ではそう件数が生じてきておらないという状況になっております。またこちらにつきましても、具体的な件数等につきましても、申し上げられません。今、手元の方に資料を持ち合わせておりませんので、お答えは控えさせていただければと思いますけれども、状況といたしましては、あくまでも30年度の賦課状況との比較の中で申し上げますと、5割軽減よりは2割軽減の対象となられる世帯の方が美郷町の場合では多くなって、且つ5割軽減対象になられる世帯は、実際のところ、そう増加しないのではなかろうかという見込みをしておるところでございます。

●西嶋議長

2番、中原議員。

●中原議員

2番です。5割軽減の方については、当面ですね、今度の改定によって軽減を受ける方の数が減るといようなことは考えられないと。しかし、2割軽減については数は未定けれども、若干それは減る可能性があるかと、こういうふうにご認識してよろしいでしょうか。

●西嶋議長

住民課長。

●旭林住民課長

まず、このたびの改正によりまして、軽減対象となられる2割5割の軽減対象となられる被保険者の数が、まず増加してまいるといってお話しになります。で、その中で制度が5割軽

減の場合は判定所得が5000円上がり、そして、2割軽減につきましては1万円上がるようになっておりますので、その判定所得が5000円、1万円上がることによって、従来の2割、5割の軽減の判定を受けていらっしやった世帯に、あとどれだけの世帯が上乘せになるのかという見込みの先ほどご回答でございます。ですので、従来からある2割と5割の軽減対象世帯がおりで、その中で、この度の31年4月1日以降施行分に係ります31年度分の国民健康保険税の2割5割軽減の対象世帯というのが、後どれだけ増加してまいるのかという見込みの中で、美郷町の場合では2割軽減の対象の方の増加割合の方が、5割軽減の増加割合よりも多くなると見込みを現時点では立てておるというところでございます。

●西嶋議長

2番、中原議員。

●中原議員

それでは、ちょっと視点を変えますが、現在、全国的にはですね、国保料の滞納世帯というのが15%近くになってるという数字が、4月の調査でしたかね、国の方で発表されておりますが、美郷町の場合、この滞納世帯ですね、これが現状でどのぐらいになっているのか。これはここ2、3年のデータでですね、増える傾向にあるのかどうか、その傾向と数字がもし分かりましたら。

●西嶋議長

中原議員、これ専決の問題ですんで、ちょっと視点が違うんじゃないかと思うんですが、ちょっと方向変えていただいてやっていただきたいと思いますんで。

●中原議員

分かりました。

●西嶋議長

他にございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第38号の質疑を終わります。

続きまして議案第39号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので議案第39号の質疑を終わります。

続きまして議案第40号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので議案第40号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終わります。

次に、議案第36号から議案第40号までの議案5件について、一括して討論に入ります。
討論のある方は議案番号を示してからお願いします。

反対討論はありませんか。

●西嶋議長

2番、中原議員。

●中原議員

簡単にいたしますけども、38号、先ほど質問さしていただいておりますが、これについて、私の見解を述べさせていただきたいと思っております。先ほどもちょっと触れましたけども、現在、国保加入者の内ですね、納入することができなくて、滞納する世帯が全国的にも増えております。おそらく美郷町でもそんなに多くはないと思いますが、少しずつ増えてるんじゃないかというふうに思っているんですけども、そういう中ではですね、これは前もご答弁いただいたんですが、やっぱり払えないから払わないっていう人が多いわけで、意図的にですね、この滞納するという方は、ほとんどおられないというふうに思っております。そういう中では、しかも美郷町の場合は所得水準が低いためにですね、所得に占める保険料の割合が非常に高いと。これは多分、今でも県下1だと思っておりますが、去年のここでの改定によってですね、大体20%を超える負担率があったのが、18%程度まで下がってきていると思います。それは大変なご努力をいただいたというふうに思って、私も高く評価しているところですけども、しかしそれでもまだ、たぶん美郷町の負担率というのは、県下で最も高いんじゃないかというふうに思っております。そういう状況の中では、色んな形でですね、減免制度を増やしていくということが大事で、私が提案してきましたのは、子どもさんに係る国保料ですね、この部分はやっぱり対象から外すべきではないかということなども提案してきました。それは子どもさんが多ければ多いほど払う保険料の額が増えてくると。こういったことは、子育て5星の町美郷町にですね、やっぱりふさわしくないというふうに思っておりますので、ここはぜひ全国的な問題とか、今、都道府県下されたということの中でですね、色んな制約はあると思いますが、頑張って減免の方向にですね、目指していただきたいというふうに思っているんですが、今回の措置で、ちょっと私の認識が違うのかも分かりませんが、減額の制度がですね、一層狭まるのではないかという感じを受けておりますので、国の改定の問題だとか、それから都道府県下の中にあるという条件はあるとしてもですね、今回のこの改訂についてですね、私としては賛成できないということを表明させていただきたいと思っております。以上でございます。

●西嶋議長

他に、賛成討論はございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

再度、反対討論はございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

これより採決に入ります。

お諮りします。

はじめに、議案第36号、美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。

よって本案は原案どおり可決されました。

続きまして議案第37号、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

続きまして議案第38号、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●西嶋議長

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

続きまして議案第39号専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして議案第40号、財産の取得について原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じると共に令和元年美郷町議会第3回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉 会 午 前 10時 35分)